

助成制度のご案内

充電設備導入促進事業(集合住宅)

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	平成30年度から令和4年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

●お問合せ先・
申請書提出先



クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
TEL 03-5990-5159 FAX 03-6279-4697

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/mansion-evcharge/index.html>

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く。） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



『マンションアドバイザー派遣制度』（利用料金無料）

充電設備等の設置にあたってアドバイス等が必要な場合、マンション管理の専門家を派遣する制度があります。

制度の詳細は、以下をご覧ください。直接お申込みください。

（助成金申請とは窓口が異なります。）

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

内 容

助成対象者

- ① 東京都内の集合住宅の所有者
(分譲後の場合は管理組合、分譲前の場合は建築主、賃貸の場合はオーナー)
- ② ①の許諾を得たリース事業者、個別の入居者等

助成対象 機器・要件

- ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ② 経済産業省の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(V2H充放電設備)」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ③ 新品であること。

助成対象 経費・助成額

	急速充電設備	普通充電設備、V2H等
設備購入費	全額(税抜き)※ 機種に応じた上限あり	半額(税抜き) 機種に応じた上限あり
設置工事費	上限: 309万円※	上限: 81万円※

※国の補助金を併用する場合は、その分を差し引く

申請について

- ① 国の補助金を併用する場合
工事が完了し、国の額確定通知を受領してから、交付申請を提出
(工事・支払完了から1年以内)
- ② 国の補助金を併用しない場合
工事開始前に交付申請を提出

※太陽光発電システム及び蓄電池の助成は、予算超過により終了しました。